

新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市内の放課後児童クラブの設置者が放課後児童健全育成事業を実施し、もって放課後における小学校に就学している児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)実施にあたっては、新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号)及び新潟市ひまわりクラブ条例施行規則(平成5年新潟市規則第45条)によるものと同等の内容を実施することとする。

(事業実施者)

第3条 事業を実施できる者(以下「事業実施者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないものとする。

- (1) 私立幼稚園運営者
- (2) 私立保育園運営者
- (3) 社会福祉施設運営者
- (4) 地域コミュニティ協議会
- (5) 保護者会その他の任意団体
- (6) その他特に市長が必要と認めるもの

(利用対象児童)

第4条 本事業が利用できるのは、労働等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童で事業の実施施設と同一又は隣接の学区内の小学校に通学しているものとする。

(事業の実施)

第5条 事業の実施にあたり、事業実施者は次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年新潟市条例第 63 号）に定める基準に従うこと。
- (2) 事業を担当する職員を配置すること。
- (3) 児童の受入れのための施設及び設備を確保すること。
- (4) 児童の健康状態の把握，安全確保及び情緒の安定に努めること。

(利用の手続)

第 6 条 事業の利用の申込みは，事業を利用しようとする保護者が事業実施者に対し行うものとする。

- 2 事業実施者は，前項の申込みを受けたときは，その可否を決定し当該保護者に通知するものとする。
- 3 事業の利用の必要がなくなった保護者は，速やかにその旨を事業実施者に届け出なければならない。
- 4 事業実施者は，児童又はその保護者が保育上の指示に従わない場合その他必要と認めた場合は，その利用を取り消すことができるものとする。

(利用状況報告)

第 7 条 事業実施者は，毎月 10 日までに前月の利用状況を報告しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 市長は，事業実施者に対して予算の範囲内において別に定めるところにより事業を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(費用負担)

第 9 条 事業実施者は，事業を利用する保護者に利用及び飲食物費等に係る費用負担を求めることができるものとする。

- 2 利用に係る費用の額は，同一世帯における 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童のうち，その出生の早いものから順次に数えて第 1 子については別表 1 の，第 2 子については別表 2 の，第 3 子以降については別表 3 のとおりとする。

ただし、飲食物等に係る費用の額及び負担方法等については、事業実施者が定めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(生活保護等受給者に関する特例)

- 2 平成25年7月31日において現に生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(以下この項及び次項において「生活保護等受給者」という。)であつて、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であつた者に係る第9条第2項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。
- 3 平成26年3月31日において現に生活保護等受給者であつて、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であつた者に係る第9条第2項の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。
- 4 平成27年3月31日において現に生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(以下「生活保護等受給者」という。)であつて、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であつた者に係る第9条第2項の規定の適用につい

ては、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- １ この要綱中第１条から第９条、別表備考を同表備考１とし、同表備考に次のように加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成２５年８月１日から施行する。
- ２ 改正後の第１条から第９条、別表備考２及び同表備考３の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

- １ この要綱は公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱の規定は、令和4年4月分の利用料から適用し、同年3月分までの利用料については、なお従前の例による。

別表 1（第 9 条第 2 項関係）

区分（第 1 子）		利用料（児童 1 人につき） ※10 円未満切り捨て							
		生活 保護 世帯	市町村 民税非 課税世 帯	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額（保護者が 2 人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。）が以下の金額の場合					
				48,600 円未満	～ 97,000 円未満	～ 140,000 円未満	～ 235,000 円未満	～ 336,000 円未満	336,000 円～
通年利用 者	（月額）	0	2,300	3,450	4,600	5,550	6,500	7,450	8,400
長期休業期間 のみの 利用者	4 月中の休業期間 （4/1～4/4）	0	360	560	760	920	1,080	1,240	1,400
	7 月中の休業期間 （7/25～7/31）	0	630	980	1,330	1,610	1,890	2,170	2,450
	8 月中の休業期間 （8/1～8/31）	0	2,300	3,450	4,600	5,550	6,500	7,450	8,400
	12 月中の休業期 間 （12/24～12/28）	0	450	700	950	1,150	1,350	1,550	1,750
	1 月中の休業期間 （1/4～1/7）	0	360	560	760	920	1,080	1,240	1,400
	3 月中の休業期間 （3/24～3/31）	0	720	1,120	1,520	1,840	2,160	2,480	2,800

※長期休業期間とは、新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和 33 年新潟市教育委員会規則第 1 号）第 7 条第 1 項に定める夏季休業日等をいう。

備考

- 1 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- 2 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法 328 条の規定による所得割を除く。）であつて、地方税法第 314 条の 3 の規定により定める率を 100 分の 6 として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - （1）地方税法第 314 条の 3 に規定する市の区域内に住所を有する者 平成 29 年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - （2）前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 3 この表に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から 21,300 円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とする。

別表 2 (第 9 条第 2 項関係)

区分 (第 2 子)		利用料 (児童 1 人につき) ※10 円未満切り捨て							
		生活 保護 世帯	市町村 民税非 課税世 帯	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額 (保護者が 2 人いる場合については, 所得割に準じて算出した額の合計額とする。) が以下の金額の場合					
				48,600 円未満	～ 97,000 円未満	～ 140,000 円未満	～ 235,000 円未満	～ 336,000 円未満	336,000 円～
通年利用者	(月額)	0	1,150	1,700	2,300	2,750	3,250	3,700	8,400
長期休業期間のみの利用者	4 月中の休業期間 (4/1～4/4)	0	180	280	380	460	540	620	1,400
	7 月中の休業期間 (7/25～7/31)	0	310	490	660	800	940	1,080	2,450
	8 月中の休業期間 (8/1～8/31)	0	1,150	1,700	2,300	2,750	3,250	3,700	8,400
	12 月中の休業期間 (12/24～12/28)	0	220	350	470	570	670	770	1,750
	1 月中の休業期間 (1/4～1/7)	0	180	280	380	460	540	620	1,400
	3 月中の休業期間 (3/24～3/31)	0	360	560	760	920	1,080	1,240	2,800

※長期休業期間とは、新潟市立学校管理運営に関する規則第 7 条第 1 項に定める夏季休業日等をいう。

備考

- 1 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- 2 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割 (同法 328 条の規定による所得割を除く。) であって、地方税法第 314 条の 3 の規定により定める率を 100 分の 6 として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - (1) 地方税法第 314 条の 3 に規定する市の区域内に住所を有する者 平成 29 年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - (2) 前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 3 この表に規定する所得割の額を算定する場合には、旧地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から 21,300 円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とする。

別表 3（第 9 条第 2 項関係）

区分（第 3 子以降）		利用料（児童 1 人につき） ※10 円未満切り捨て							
		生活 保護 世帯	市町村 民税非 課税世 帯	児童の保護者の前年度分の市町村民税の所得割に準じて算出した額（保護者が 2 人いる場合については、所得割に準じて算出した額の合計額とする。）が以下の金額の場合					
				48,600 円未満	～ 97,000 円未満	～ 140,000 円未満	～ 235,000 円未満	～ 336,000 円未満	336,000 円～
通年利用者	（月額）	0	0	0	0	0	0	0	8,400
長期休業期間のみの利用者	4 月中の休業期間（4/1～4/4）	0	0	0	0	0	0	0	1,400
	7 月中の休業期間（7/25～7/31）	0	0	0	0	0	0	0	2,450
	8 月中の休業期間（8/1～8/31）	0	0	0	0	0	0	0	8,400
	12 月中の休業期間（12/24～12/28）	0	0	0	0	0	0	0	1,750
	1 月中の休業期間（1/4～1/7）	0	0	0	0	0	0	0	1,400
	3 月中の休業期間（3/24～3/31）	0	0	0	0	0	0	0	2,800

※長期休業期間とは、新潟市立学校管理運営に関する規則第 7 条第 1 項に定める夏季休業日等をいう。

備考

- 1 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- 2 「市町村民税の所得割に準じて算出した額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（同法 328 条の規定による所得割を除く。）であって、地方税法第 314 条の 3 の規定により定める率を 100 分の 6 として算出した額とする。ただし、当該所得割の賦課期日において市外に住所を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - （1）地方税法第 314 条の 3 に規定する市の区域内に住所を有する者 平成 29 年度分の所得割の額を算出するための率を用いて算出した額に相当する額
 - （2）前号に掲げる者以外の者 当該年度の所得割の額
- 3 この表に規定する所得割の額を算定する場合には、旧地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族がある場合は、当該扶養親族の数にかかわらず、市町村民税の所得割に準じて算出した額から 21,300 円を控除して得た額をこの表に規定する市町村民税の所得割に準じて算出した額とする。